

令和2年6月10日付けで公告しました「令和2年度地域ブランディング創生事業委託業務」の企画提案コンペに関する質問がありましたので、下記のとおり回答します。

<質問1>

委任状に関しまして受任者（代理人）とありますが、チームの代表者の名前を記載ということで間違いないでしょうか？

<回答1>

1-2号様式「委任状」は、企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に申請権等を委任する場合に企画提案コンペ参加資格確認申請書に添付していただくもので、委任者は社長等、受任者（代理人）は支店長等になります。

一方で、6月12日付けで質問に回答した際に添付した「共同事業体協定書兼委任状」は、共同事業体の構成団体（委任者）が、代表者（受任者）に企画提案コンペの参加資格確認申請を行う権限等を委任するもので、チーム（共同事業体）としてコンペに参加する場合は、チームの代表者を受任者としてください。

※参考（6月12日付け回答）

<https://www.pref.mie.lg.jp/NYUSATSU/m0032500124.htm>

<質問2>

見積りに関しまして、押印とありますが、それは委任状に記載しました受任者（代理人）の押印という認識しておりますが、間違いないでしょうか？

また、企画提案コンペ参加資格確認申請書に関しましても同様でしょうか？

<回答2>

間違いありません。企画提案コンペ参加資格確認申請書に関しても同様です。

<質問3>

企画提案書に関しまして、正本1部と写し7部とございますが、正本には受任者の押印等の特別な仕様が必要でしょうか？

<回答3>

必要ありません。